

米国における国籍離脱の自由の発展

松澤 幸太郎

目次

はじめに

第一章 一八六八年以前の国籍離脱の自由

第二章 一八六八年の市民権放棄法から一九〇七年法

まで

第三章 一九〇七年法

第四章 一九四〇年法

第五章 一九五二年法とその後の改正

第六章 私見

おわりに

はじめに

米国憲法には市民権⁽¹⁾を放棄する自由について直接に定められた

米国における国籍離脱の自由の発展 (松澤)

条文は存在しない。国籍離脱の自由に関係する重要な法令は、一八六八年、一九〇七年、一九四〇年、そして一九五二年に制定されている。本稿ではこれらの年で年代を区切りながら、それぞれの時期における国籍離脱の自由の発展を見ていく。

第一章 一八六八年以前の国籍離脱の自由

この時期の国籍離脱の自由に関する問題は二つ存在した。⁽²⁾

一つは米国市民がその市民権を放棄できるのか、という問題であり、もう一つは米国に移民し帰化した者が、従前の国籍を放棄できるか、という問題であった。前者の問題は裁判所に提示され、後者の問題は政府によって扱われた。このように問題が二重化したことに加えて、当時の米国では英国から継受した永久的忠誠の原則 (perpetual Allegiance)⁽³⁾に従う見解も有力であり、⁽⁴⁾更に、連邦と州のいずれに市民権に関する

る規制権限があるのかについても争いが有つたので、この問題はより一層複雑なものとなった。

まず裁判所の対応であるが、この時期に市民権喪失の有無を主要な争点として連邦最高裁に訴訟が提起されたことはない。しかしながら、いくつかの事例において市民権の喪失についての最高裁の見解が示されている。

連邦最高裁が初めて市民権喪失の問題にふれたのは、Talbot v. Janson 事件⁵においてである。当時フランスの交戦国であつたオランダに船籍をおく船舶の所有権帰属を問題とするのに当たり、当該船舶を奪取したヴァージニア生まれでフランスに帰化したと称する者の米国民権の有無が問題とされた。裁判所が順繰り意見 (seriatim) の形式で表明した意見においては「この問題についてはこの機会に明白に意見を述べる必要はないだろう。」⁶とも述べられているが、各裁判官の意見をまとめると国籍離脱について次のことを指摘している。

- 一般的には、自己の意思に反して出生を原因として付与された国籍の保有・維持を強制されることはなく、自己の選択で決定することが出来る。⁷
- しかしながら、国籍離脱の自由はいわゆる自然権ではないので、その方法については各種の見解がある。⁸
- 正当な国籍放棄と認容されるためには、Domicile が変更

されること、変更の動機が不法なものでないこと、永久に自国を離れるという意思があること、が必要である。⁹
そして、これらの見解を示した裁判官のいずれもが、立法府による関係法規の整備が望まれるとしている。

国籍離脱の自由についての問題は、次に Murray v. Schooner Charming Betsy 事件¹³で扱われた。当該事例では米国で出生し、デンマークで土地を取得して事実上の臣民の地位を取得した者が、それによって米国民権を放棄したことになるかどうかの問題とされた。裁判所は「合衆国で出生し、もしくはその法律の定めるところに従つて市民となつた者が、事前に法律によつて定められる方法以外の方法によつてその（市民としての）資格を完全に放棄できるかどうか」ということは、当面は決定する必要のあるところではない。¹⁴と断つた上で、国籍離脱の自由に関連する事項について次のことを述べている。¹⁵

- 他国に行きそこで当該国に属地的かつ暫定的な忠誠を負つたとしても、アメリカの市民は、それ以外の彼のおかれていた条件を変更するような行為を行わない限り、合衆国政府の保護を受けることが出来る。
- 外国に居住するアメリカ市民が、その者自身の行為によつて当該国の臣民になつた場合には、それによつて、当該市民は彼が合衆国に対して行つた犯罪行為に対しての処罰か

ら逃れることは出来ないが、その者が臣民となつた国においては合衆国による保護を受けることは出来ない。

これと同様に、*Milvaine v. Cox's Lessee* 事件⁽¹⁶⁾においても市民権放棄の自由についての判断が回避された後に、この問題は、*Santissima Trinidad and The St. Ander* 事件⁽¹⁷⁾において取り上げられた。この事件においては、スペイン船籍の船を襲撃した船の船長が当該襲撃以前に米国民権を放棄する旨の通知を米国の領事にしたことが有効かどうか、ということが問題とされた。裁判所は、*Talbot* 事件⁽¹⁸⁾で示した判断を再確認し、市民権放棄のためには事実上の *Domicile* の変更が必要であり、また、当該市民権放棄の原因として主張される行為は、不正行為の隠匿のため、国家への犯罪行為の正当化のため、違法行為の実行のため、になされたものであつてはならない、とした。⁽¹⁹⁾

更に *Inglis v. The Trustees of the Sailor's Snug Harbor* 事件⁽²⁰⁾、*Shank v. Dupont* 事件⁽²¹⁾において国籍離脱の自由の問題が扱われたが、その中で裁判所は一般的な原則として「個人は、政府の同意なくしては、自身の行為のみによつて国に対しての忠誠を放棄し、外国人となることは出来ない。」という判断を示した。

次に政府の判断であるが、國務長官の「合衆国市民は、市民権を放棄し他国に移住するのに際しては、合衆国政府の許

可を得る必要があるか、もしあるとするならばそれをしなかつた為に処罰されるか。」という質問に対して、司法長官から国籍離脱の自由について次の点が指摘されている。⁽²²⁾

- 合衆国においては、英国コモン・ローにおいて認められる永久的忠誠の原則 (*perpetual allegiance*) は適用されない。
- 国籍放棄の自由は合衆国公法の重要な一部分を形成している。
- 外国政府の同意なしの合衆国国内における国籍放棄は、合衆国の帰化に関する法律によつて認められる。
- 国籍離脱に関する連邦法が存在しないことは、真意に基づき、社会に対しての現存する義務を果たし、事実としてもそれが行われる、という条件を満たす限り、国籍離脱を連邦が認めることを意味していると解釈される。ただし、当該国籍離脱の原因とされる行為が、刑罰や契約上の義務から逃れるなどのように法に反することをを行うことを目的とする場合には、国籍離脱は認められない。
- 国は国籍離脱の自由を完全に剝奪することは出来ないが、その利益と個人の利益を調和させるために何らかの規定を設けることは出来る。
- 国籍放棄は外国への移住及び、真正な従前の市民権放棄の行為によつてなされなくてはならない。

最後に議会の対応についてであるが、一七九五年に初めて帰化に関する法律とともに国籍離脱の自由についての法律案が議会で提出された。その概要は、

「出生によるか帰化によるかに拘わらず合衆国市民は、次に示す方式によつてそれを放棄しない限り市民と見なされる。すべての合衆国市民は、署名、捺印のなされた書面により、二人もしくはそれ以上のそれに同意している証人の面前で、自身が完全に合衆国及びそれを構成する諸州に対しての忠誠及び忠節を放棄し、直ちにその領域の外に去る、ということを宣言することが出来る。その宣言をなした者は、すでに述べた口頭及び書面での手続きが出發前に適切に記録された後に、その出發の時から、市民権を放棄したものとされ、その後には永久に、それ以前に市民でなかつた場合と同様の様式ですべての目的において外国人と見なされる。」²³

というものであつたが、市民権を放棄できることはそもそも合衆国成立の前提であり、それについて規定することは不必要である、という意見が提出され、多数決の末、廃案となつた。

一八〇八年と一八一四年に、再び国籍離脱の自由に関係する法案が議会で提出された。これは、米国が帰化要件を緩和したことにより、多くの英国の船員がより給与の高い米国に移住し米国籍の船舶に乗り組む、という状況が生じ、それへ

の対応として英国は永久的忠誠の原則を盾に米国籍船舶に立ち入り、そのような米国籍船舶の船員を強制徴募する、という当時の英国と米国の関係を反映して出されたものであつた。しかしながらこれらの議案はすぐに廃案とされた。

次に国籍離脱の自由に関する議案が議会で提出されたのは一八一八年のことである。その中には次の二項が見られる。「すべての合衆国市民は、書面による、居住する州にある合衆国地方裁判所の公開の法廷において公式記録に記載される、市民としての地位を放棄する宣言、をする事が出来る、その後合衆国から出国することが出来る。その者は、その出国の時点から、その者の有する市民権放棄の自由を行使したものと見なされ、市民とは見なされない。」²⁴

「(国籍放棄の宣言をした)者は、その後外国人と永久に見なされ、その他の市民と同様の帰化の手続きを経ない限り、市民たる権利 (right of citizenship) を再び取得することは出来ない。」²⁵

この法案は、連邦議会が市民権放棄に関する法令を規定する権限を有するかどうかについて意見の一致が見られず廃案とされた。しかしながら、この議案に関する議論の過程で提出されたいずれの意見においても、市民は市民権を放棄できない、という立場がとられていた。

これらとは別に、この時期に市民権の剝奪に関して議会は

次の二つのことを行っている。

まず最初は修正一三条の提案である。これは結局四分の三以上の州の批准を受けられなかったため廃案とされたが、その内容は合衆国市民が貴族の称号もしくはは恩典を授与される、または、議会の同意なしに、皇帝、国王、皇太子、その他の外国の権力から贈呈物、年金、もしくはは俸給を受領し、保有することを禁じるものであった。そこでは、実際に市民が貴族の称号等を受けた場合には市民権を喪失する、と規定されていた。

もう一つは一八六五年に敵前逃亡に関する法律を制定したことである。⁽²⁸⁾その内容は合衆国軍隊に従軍中に敵前で逃亡した者は、市民権を放棄し、また、市民権を取得する権利を放棄したものとすると、いうものであった。

以上をまとめると、この時期に裁判所は、この問題についての立法的解決が望まれるとして明確な判断を下すことを避けつつも、国籍離脱の自由に対して限界を課す方向で判断し、逆に政府は、国籍離脱の自由を積極的に認める方向でいた、ということになる。これは、前に指摘したように、これらの機関がそれぞれ異なる問題に対峙していたことに起因している。

そして、これらの問題を扱うのに際して議会では、そもそもアメリカの独立を十全たるものにするためには独自の国民

米国における国籍離脱の自由の発展（松澤）

を形成することが必要であると認識して、その為に必要な要素としての国籍離脱の自由、すなわち、米国に帰化した者が米国で所定の帰化手続きを行うことによって従前の国籍国において合衆国市民と認められる権利、の主張をするという方向で議論がなされた。

しかしながら、同時に、他国の権力に忠誠を宣言すると思われる者から市民権を剝奪するという憲法改正を提案したり、敵前逃亡の罰則として市民権を剝奪する法令を設定することによって、議会は国民の一体感ないしは連帯感を形成しようともしている。これは国の意図による市民権の変動を認めるものであるから、本質的には国籍離脱の自由との間で難しい問題を生じさせるはずなのであるが、これが問題となるのは後のことである。

第二章 一八六八年の市民権放棄法から一九〇七年法まで

一八六八年には、市民権放棄に関係する重要な出来事が三つ生じる。一つ目は修正一四条の発効であり、二つ目は市民権放棄法の制定であり、三つ目はいわゆるバンクロフト条約とそれに続く英国との条約の締結である。

まず、修正一四条についてであるが、この条文には次の一

文が規定されている。

「合衆国において出生し、または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国及びその居住する州の市民である。」⁽³²⁾

これがいわゆる南北戦争条項で、当時奴隷の立場にあったアフリカ系人民も合衆国市民であることを明らかにしたものであり、直接には Dred Scott 事件⁽³³⁾での最高裁の判断を無効にすることを意図したものであることはよく知られているところである。そしてまた、この条文の意義は、その後民権を巡る各種の議論の中で再三論じられることになったこともよく知られているところであり、この事情は国籍離脱の自由に関係する議論においても変わらない。特にこの条文が市民権の喪失について定めていないことが、国籍離脱の自由に関する後の議論をより複雑なものにすることになった。

次に市民権放棄法であるが、これはアイルランド系アメリカ人がアイルランドに帰来した際にいわゆるフェニアン運動に参画したとして多数逮捕されたことに起因して制定された。⁽³⁴⁾この法律の内容は以下の通りである。

「市民権放棄の権利 (rights of expatriation) は人民の自然かつ固有の権利であり、生命、自由、及び幸福追求の権利の享受に欠くことの出来ないものであることに鑑み、また、この原理の下で合衆国政府は自由にすべての国家から移民を

受け入れ、市民たる権利 (rights of citizenship) を彼らに付与してきたことに鑑み、更に、合衆国にそのようにして移民してきた者が、その子孫とともに各国の臣民であり、それらの政府に対して忠誠を負っていると主張されることを考慮し、加えて、公共の平和 (public peace) の維持のためにはこれらの外国に対しての忠誠は速やかに、かつ決定的に放棄されることを必要であることを鑑みて、市民権放棄の権利 (right of expatriation) を否定し、制限し、侵害し、もしくはそれに疑問を呈するような、いかなる合衆国政府の官吏によりなされた、いかなる宣言、指令、意見、命令、決定も共和国の基本的な原則に調和しないことをここに宣言する。」

この法律の立法趣旨は、立法の経緯やこの条文に続く条文からもわかるように、合衆国市民の国籍離脱の自由の内実を明らかにするところにあるのではなく、合衆国に帰化した者はその手続きにより従前の国籍を放棄し合衆国市民となる、⁽³⁵⁾ということを明らかにすることにあつた。しかしながら、その後司法長官は、大統領からのこの法律の適用に関する一般的な質問に対しての回答において、当該法律が合衆国市民の国籍放棄を目的とする行為に対しても適用されるという見解を示し、以後合衆国市民にも適用されると解釈されるようになった。

この法律の制定と前後して締結されたのが、いわゆるパン

クロフト条約である。これは米國とドイツの諸邦との間に締結された条約³⁶⁾で、移民に関わる国籍問題、具体的にはドイツの諸邦から米國に移住した者の国籍の扱いについて取り扱ったものであった。それらのうちの代表的なものには、概要次のような内容が規定された。

● 締約国の一方の國民で他方の締約國において帰化し、継続的に当該國に五年以上居住した者は、帰化した國の國民と見なされ、従前の國籍國からもそのように扱われる。

● 帰化した市民であっても、従前の國籍國の法で懲罰の対象となる、移住する前の行為については、従前の國籍國の法において定められる範囲で、裁判を受ける責務を負い、処罰を受けなくてはならない。

● 締約國の一方で帰化した者が、その帰化した國に帰國する意図なく、他方の締約國の領域内に、新規に居住するときには、その者は当該帰化を取り消したものと見なす。この意図は、締結國の一方に帰化した者が、他方の締約國の國內に二年以上居住した場合には存在するものと見なされる。

バンククロフト条約に続いて、同様の問題に関する条約が英國との間で一八七〇年に締結された³⁷⁾。この条約の概要は以下の通りであった。

● 締約國の一方の領域内でその法に従つて帰化した者は、他

方の締約國においてその者が帰化した國の國民と見なされ、またその領域内でそのように扱われる。

● 締約國のいずれかで帰化した者は、任意に当該帰化を取り消すことが出来、従前の市民権を回復することが出来る。

● 一方の締約國の領域内でその國に帰化した者が、他方の締約國において新規にその住所を定めた場合には、その締約國は、当該國の政府が適切とする条件に従い、その者の従前の地位を回復することが出来、その場合には、以前に帰化を認めた方の締約國はその帰化を理由としてその者を自國の市民と主張しない。

この条約の正式な締結に先立ち、英國は、立法によつて永久的忠誠の原則 (perpetual Allegiance) を放棄し、國籍離脱の自由を認めた³⁸⁾。英國の対応は、米國に帰化した者が従前の國籍を放棄できるか、という國籍放棄の自由に関する問題の一つについて考えるのに不可避的な考慮要因であつたので、この条約には重要な意義があつた。

以上のようにして、國籍放棄の自由に関する問題は、少なくともその一部において解決された。しかしながら、バンククロフト条約のような条約を締結していない國との間においては、米國の一方的な立法によつて、米國への帰化により従前の國籍が放棄されたことを当該國が認め、具体的にはその國に米國に帰化した者が旅行したときに何の問題も生じな

い、という状況を形成するには至らなかつた。また、そもそも以上の対応によつては、合衆国市民の国籍放棄の自由については、単にその存在が認められただけであり、具体的な態様等については明らかにされなかつた。前者については、当該帰化が真正なものである場合でも、各国の国際礼讓に基づく対応を期待するしかなく、また従前の国籍国での徴兵等の義務を逃れるために合衆国に居住し、帰化した後に従前の国籍国に帰来してそこで当該国の政府から当該義務の充足を求められた場合に米国の外交保護を求めるといふ者が多数生じたので、これらにどう対処するか、ということが問題となつた。後者については、先述のように司法長官の意見により一八六八年法に従つて具体的な個々の事件において、実際に市民権放棄が生じたかどうかを政府は判断しなくてはならなくなつたが、これについての具体的な準則は議会によつて明らかにされなかつたことから、政府は具体的な事情を検討して、決定して行かなくてはならなかつた。

これらの状況が望ましいものではなく、議会による何らかの対応が必要であることが再三大統領から議会に対して指摘されたが、議会がそれに対して応えたのは、一九〇七年の立法によつてであつた。

第三章 一九〇七年法

一九〇六年、議会は合衆国市民権、市民権の放棄、海外での邦人保護に関する法と先例に関する調査に関する委員会を發足させ、同委員会が提出した法律案を下にして一九〇七年、「市民の市民権放棄とそれらの者の海外での保護に関する法律 (An Act in Reference to the Expatriation of Citizens and their Protection Abroad)」とさう表題の下で、一九〇七年法を制定した。その内容は

● 外国にその法の定めるところに従つて帰化し、または外国に対して忠誠の宣誓をした者は市民権を放棄したものと推定する。

● 帰化市民が、従前の国籍国に二年以上、それ以外の外国に五年以上居住した場合、その者は合衆国市民であることをやめた者と推定し、以後その者の主たる滞在地を、その者のそこの滞在期間中、住所地とする。ただし、この推定は合衆国の外交職員もしくは領事職員に、國務省所定の規則に従つて、十分な証拠 (satisfactory evidence) を示すことによつて覆すことが出来る。

● いかなる合衆国市民も、この国が戦争状態にあるときには市民権を放棄することが出来ない。

●外国人と婚姻した合衆国の女性市民は、その配偶者の国籍を取得することとする。当該婚姻が終結した場合には、国外にいる時には当該婚姻の終結後一年以内に合衆国の領事職員に届け出る、もしくは合衆国に帰国することによって、国内にいるときには、当該居住を継続することによって、合衆国市民権を回復することが出来る。

というものであった。これはそれまでの政府の先例に立法的裏付けを与えるものではあつたけれども、米国民の市民権がどのような方法によつて放棄され得るのか、という問題についての初めての具体的な立法的解決であつた。⁴⁸

同時にこの法律は、女性市民が婚姻によつてその意思に関わらず市民権を喪失する、と定めることによつて、本人の意思によらない市民権喪失の可能性を、懲罰的要素から離れて、初めて認めた法でもあつた。⁴⁹この点はその後 *Mackenzie v. Hare* 事件で問題とされた。

同事件は、英国民と婚姻し米国内に居住していた合衆国市民である原告の女性が、当該婚姻を理由として合衆国市民権に基づく有権者登録を拒否されたことに對しての不服を申し立てたものである。原告は、彼女の投票権は犯罪に對しての懲罰もしくは自身の自発的な市民権の放棄によらなくては喪失せしめられることはなく、また、市民権の放棄は、新たな外国の国籍の取得と *Domicile* の変更に伴われなくてはなら

ない、と主張した。これに對して裁判所は、一般的には市民権の変更は当該市民の同意なしになされてはならない、⁵³ ということを認めつつも、当該婚姻は自発的になされたものであり、それによつて市民権の放棄は自発的に選択されたことになる、と認定し原告の訴えを退けた。

この条文は後に削除されたが、この問題は更に一九五〇年になつて *Savorgnan v. U.S.* 事件で扱われた。この事件においては、合衆国市民である女性が、米国駐在のイタリア副領事と婚姻するのに当たり、婚姻の要件を満たすために事前に、合衆国市民権を放棄しイタリア国王に對して忠誠を尽くす旨のイタリア語で作成された書類に署名し、更に当該婚姻の後、配偶者と共にイタリアに三年ほど居住したことを原因として、市民権の喪失が認定されたことが問題となつた。原告は、問題の書類はイタリア語で作成されたので原告自身はその内容を理解しておらず、また、その署名に際しては合衆国市民権を放棄する意図はなかつた、と主張した。裁判所は、この事例に對しての適用が問題になつている市民権放棄についての規定は客観的な適用条件を定めるのみであり、その適用に際して行為者の意図の有無を問題にしていない⁵⁴ ということを指摘し、原告の主張は認められない⁵⁵ として要求を退けた。また一九〇七年法の下で、両親が外国に帰化した場合の子供の市民権への当該帰化の影響も問題とされた。この問題は

Perkins v. Elg 事件⁽⁶⁰⁾で扱われた。この事件では、米国に帰化した後に従前の国籍国に帰国し、そこで合衆国市民権を放棄した者の合衆国滞在中に出生した子供が成人後米国に再来し居住していたところ、国外退去手続きの対象とされたことが問題となった。裁判所は、出生によって取得された市民権は、条約もしくは議会の立法、または適用されるべき法原則（applicable legal principle）に従ってなされる市民による自発的な市民権の放棄によらない限り喪失せしめられない⁽⁶¹⁾、とし、原告が未成年の時に両親によってなされた合衆国市民権の放棄は、原告の市民権を喪失せしめない、と判断した。

後に Mandoli v. Acheson 事件⁽⁶²⁾でこの問題は敷衍されている。これは合衆国に帰化したイタリア人の両親から米国で出生し米国とイタリアの両方の国籍を出生に基づいて取得した者が、その幼年期をイタリアで過ごし、成人してだいぶたってから米国に合衆国市民として再来しようとした時に、市民としての入国を拒否されたことに不服を申し立てた事件である。裁判所は、生来的二重国籍者に国籍選択を義務づける条文は一九〇七年法上存在せず、その選択をなさないことにより市民権を喪失するという規定もない⁽⁶³⁾ので、市民権が喪失せしめられることはない⁽⁶⁴⁾、として、原告の訴えを認めた。

以上の婚姻による市民権の喪失の問題と両親の市民権放棄の子供の市民権への影響の問題の他に、帰化により市民権を

取得した者が外国に一定期間以上居住した場合に市民であることをやめたものとする、という一九〇七年法の規定⁽⁶⁵⁾についてもいくつかの問題が生じた⁽⁶⁶⁾。

第四章 一九四〇年法

ルーズベルト大統領の大統領令により設置された諮問委員会の勧告を受け、議会は「一九四〇年国籍法（Nationality Act of 1940）」⁽⁶⁷⁾を制定した。これは米国籍の取得から喪失までに及ぶ合衆国にとって初めての包括的な国籍法であった⁽⁶⁸⁾。国籍の喪失に関する部分では、次の行為がその原因となる行為として規定された⁽⁶⁹⁾。

- 外国への帰化
- 外国への忠誠の宣誓
- 合衆国法によって明示的に認容されないうでなされた外国軍隊への、当該国の国籍を保持もしくは取得しての入隊
- 当該国の国民であることが要件とされている外国政府の官職への任官
- 外国における政治的選挙への参加またはある領域への主権行使に関しての住民投票への参加
- 合衆国外交職員もしくは領事職員の面前での國務長官所定の方式に従ってなされる国籍の正式な放棄

● 戦時中における合衆国軍隊からの逃亡

● 忠誠義務に反する行為 (Treason)、もしくは合衆国の転覆または合衆国に対する反抗への関与

これらのうち、まず、外国への帰化については、いくつかの条件付きで、両親のいずれか、もしくは両方の外国への帰化によって子供の国籍も喪失せしめられる、と規定された。また、戦時中における合衆国軍隊からの逃亡、並びに忠誠義務に反する行為等への関与については、軍法会議 (court martial) 等による有罪の判断が条件とされた。

また、帰化市民に特有の市民権喪失の原因として、

● 従前の国籍国もしくは自己が出生した国での二年以上の継続的な居住により当該国の国籍を、当該国の法令の規定により、取得した場合

● 従前の国籍国もしくは自己が出生した国で三年以上継続的に居住した場合

● 外国に継続的に五年以上居住した場合

以上のように、当時の世情を反映して、一九四〇年法では一九〇七年法の規定に加えて、いくつかの行為が市民権の喪失の原因となる行為とされた。その中には、合衆国軍隊からの逃亡に関する規定のように刑罰としての性質を有する規定

米国における国籍離脱の自由の発展 (松澤)

も存在し、それらは他国の国籍の取得を前提としていない規定であるという点でも注意を引くものであった。

議会は更に一九四四年に一九四〇年法を改正して、戦争中に合衆国軍隊への従軍を回避するために米国の領域から去る、もしくは外国での滞在を継続することを国籍喪失の原因たる行為として規定した。また、同年に司法長官の許可の下で戦時中になされる市民権の放棄が認められるようになった。

第五章 一九五二年法とその後の改正

第二次世界大戦後、戦争の余韻と冷戦による安全保障の確保への要請の中で一九四〇年国籍法は、トルーマン大統領の拒否権行使にも拘わらず改正され、一九五二年法が成立した。

一九五二年法には「移民国籍法 (Immigration and nationality Law)」のタイトルが付与され、その下で移民並びに国籍に関する事項が網羅的に規定された。このうちの国籍の喪失に関する条文の内容は、基本的には一九四〇年法のそれを引き継いだものとなったが、以下の若干の、しかし重要な点で変更が施された。

● 従前外国国籍を取得した上での当該国の軍隊への入隊が国籍喪失の原因行為とされていたものが、外国国籍の取得の

有無に拘わらず外国軍隊への入隊自体が国籍喪失の原因となると規定されたこと。⁽⁸⁰⁾

●従前外国政府の官職への任官のうち当該国の国籍が要件とされている官職への任官のみ国籍喪失の原因とされていたものが、任官に際して当該国への忠誠の宣誓をなすことが要件とされている官職への任官と変更されたこと。⁽⁸¹⁾

●国籍喪失の原因として列挙されている行為が、その行為がなされるまでにある国に総計一〇年以上居住し当該国の国籍も有する者によって当該国の領域内でなされた場合には、当該行為は自発的に全く強制されずになされたものと見なされ、その推定は覆すことが出来ない、とされたこと。⁽⁸²⁾

一九五二年法制定の二年後、「一九五四年国籍喪失法(Citizenship Act of 1954)」が制定され、いわゆるスミス法に反する行為が国籍喪失の原因となる行為として付け加えられた。⁽⁸³⁾

この後、国籍の離脱に関する規定に施された主な改正は以下の通りである。

一九六一年に、合衆国国籍の喪失が争点とされる場合には、当該国籍の喪失が発生したことを主張する者が、「証拠の優位 (preponderance of evidence)」の程度でそれを立証しなくてはならない、とする規定が追加された。⁽⁸⁴⁾

一九七六年に、軍隊での勤務を逃れるために米国の戦争中

に外国へ行くもしくは外国に滞在した者は米国籍を喪失する、と定めていた条文が削除された。⁽⁸⁵⁾ 次に一九七八年に外国での選挙への参加による国籍の喪失に関しての規定、戦争中の合衆国軍隊からの逃亡を原因とする国籍喪失の規定、帰化市民の継続的外国居住による国籍喪失についての規定とそれに関連する規定が削除された。⁽⁸⁶⁾

一九八六年に両親のいずれかもしくは両方の帰化で子供の市民権が喪失される、という部分が削除され、また、国籍喪失の原因とされる行為が「合衆国市民権を放棄する意図を持つて」なされた場合にのみ国籍は喪失されたものとする、とされた。⁽⁸⁷⁾

第六章 私見

米国の建国に際し米国民の形成に寄与したという意味で、国籍離脱の自由には重要な政治的意義があった。米国という新生国がその国民を獲得するためには、とにかくも自国民とすることの出来る者を形成しなくてはならず、そのためには、英国をはじめとする当時の諸国の採るところであった「永久的忠誠の原則」を否定しなくてはならなかった。そしてその「永久的忠誠の原則」に対抗するために主張されたのが国籍離脱の自由であったからである。

これを歴史的に見ると、「人類の発展過程に、一国民が、従来、他国民の下に存した結合の政治的紐帯を断ち、自然の法と自然の神の法とにより賦与される自立平等の地位を、世界の諸強国のあいだに占めることが必要となる場合に」⁸⁸「国籍離脱の自由が主張され、その結果として「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によつて、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由、および幸福追求の含まれることを信ずる。また、これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されたこと、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。」⁸⁹という信念の下にその国家が形成されたことから、国籍離脱の自由は、いわゆる近代的な個人と近代的な国家の形成の一つの鍵の役割を果たしたと言い得ると思われる。

しかしながら、他方で国籍離脱が「いかなる政治の形体といえども、もしこれらの目的を毀損するものとなつた場合には、人民はそれを改廃し、かれらの安全と幸福とをもたらすべし」と定められる主義を基礎とし、また権限の機構をもつ、新たな政府を組織する権利を有することを信ずる。⁹⁰という信念にも裏付けられたものであり、また、この自由を認容すべきことを他国に対してのみ主張することは出来ず、当然に自国民にもそれを認めなくてはならない、という歴史を辿つ

米国における国籍離脱の自由の発展（松澤）

たことを見る⁹¹、国籍離脱の自由は、この自由は主張することによつて形成された組織にも、場合によつては、改廃の契機をもたらすものでもある、という点にも留意する必要がある。最高裁は、最終的には個人がその意思により国籍を離脱するかどうかを決定できるのであり、国家を代表する議会はその方法と手段を提供することが出来るだけである、と判示した。⁹²これが国籍離脱の自由を主張することによつて形成された機構と、その中で国籍離脱の自由を主張し得る個人の關係を、具体的にどのような折り合いをつけたものなのか、ということとは簡単には測り難いところである。しかし、建国以来のこの問題に関する議論を参考にと考えると、そこで意図されたことは、「生命、自由、及び幸福追求」の諸権利を有する個人の保護を最重要事項ととらえ、そのための制度を考えたいこう、ということであつたといふことはいえると思われる。

おわりに

「近代立憲主義の想定する個人は、ひとことではいへば、強い個人である。みずからの意思によつて自己決定する自律した個人が、その結果をみずからにひきうける負担に耐えることが、想定されていたはずである。（中略）しかし、実存す

る個人はそのような強い個人像からはなれて遠い。（中略）近代立憲主義の近代性そのものが持つアポリアが、そこにある。近代立憲主義は、身分制共同体から個人を解放することによって人権主体をつかみだしたが、まさにそのことによつて、個人にとつての防御の盾をとり払う危険を冒さざるをえなかつた。⁽⁹⁾」

ということが指摘され、これに対する回答として、この問題意識を提示した論者は次のようにいう。

「強い個人」の理念と実像の間の隙間を埋めるための方向の模索は、団結至上主義から様々の共同体主義（communitarianism）を経てエスニシティへの言及にいたるまで、いろいろと試みられてきたし、いまも試みられている。しかし、近代立憲主義の核心にある個人の尊厳への執着を断念しないかぎり、近代のアポリアに耐えること以外に、出口はない、というべきであろう。⁽⁹⁾」

形而上学的な問題意識への回答としては、このように答える以外に回答はないのかもしれない。しかしながら実際には、個人の尊厳の放棄かあるいは近代のアポリアに耐えるのか、というあれかこれかの問題に対峙する前に、憲法その他の國家に関わる諸政治・社会システムを改革することによつて、問題の解決を図ることが必要でもあるし、必ずしも不可能ではない気もする。そして、米國における国籍離脱の自由の発

展を見ていくと、その努力をすることこそが、あるいは近代的な営みである、とも思えるのである。

注

- (1) 「市民権」の用語については拙稿「連邦議会と市民権—市民権喪失との関連で—」筑波法政二十四号（一九九八年）一七六頁註(2)(3)(4)参照
- (2) I-Mien Tsiang, *The Question of Expatriation in America Prior to 1907* 69 (1942).
- (3) II St. George Tucker, *Blackstone's Commentaries* pp 368 (reprint 1969) (1803).
- (4) III Joseph Story, *Commentaries on the Constitution of the United States* 565 (reprint 1970) (1833), II James Kent, *Commentaries on American Law* 42 (1827).
- (5) 3 Dall.133 (1795).
- (6) 3 Dall.133, at 161 (Opinion of Justice Iredell), at 169 (Opinion of Justice Rutledge).
- (7) 3 Dall.133, at 162 (Opinion of Justice Iredell).
- (8) *Id.*
- (9) 3 Dall.133, at 152 (Opinion of Justice Paterson).
- (10) *Id.*
- (11) 3 Dall.133, at 165 (Opinion of Justice Iredell).
- (12) 3 Dall.133, at 154 (Opinion of Justice Paterson).
- (13) 3 Dall.133, at 164 (Opinion of Justice Iredell).
2 Cranch 64(1804).

(14) 2 Cranch 64 at 120. この事件では、最終的には、デンマークへの事実上の帰化によって米国民権が喪失されたかどうかを決定することなく、当該市民の行為をデンマークの商人のなした行為と認定してそれに基づいて紛争を解決した。

(15) *Id.*

(16) 4 Cranch 209 (1808). この事件では、独立以前に米国内で出生し英国臣民として英国軍隊に入隊して独立戦争に参加し、米国内外に居住している者の土地所有権が、ニュージャージー州の財産を没収する罰則付きの移民規制法に照らして、認められるかどうか問題とされた。

(17) 7 Wheat 283 (1822).

(18) *supra* note 5.

(19) 7 Wheat 283, at 347, 348.

(20) 3 Pet. 99 (1830). この事件では、米国独立以前に米国内で出生し、その父親とともに英国に移住した者がその祖父の財産分与を請求したのに当たり、当該請求者の国籍の有無が問題とされた。

(21) 3 Pet. 242 (1830). 米国独立前に米国内で出生した女性米国民が英国人と婚姻した後、英国に移住し、そこで子供が出生したが、その子供が当該女性がその両親より相続した土地に対して所有権を有するかどうか争われた事例である。当該女性は婚姻によって米国民権を喪失しない、とされたが、一七八三年に英国と締結された条約の規定に従って市民権を喪失した、とされた。

(22) 8 Op. Atty. Gen. 139 (1856). この一般的意見の解釈に関し、具体的事例に則して、司法長官は更に次の意見を發出している。

9 Op. Atty. Gen. 62 (1857): バイエルン出身の米国内に帰化した者

がバイエルンに帰来し、そこで再びバイエルンの臣民としての地位を回復するときの手續きに関しての國務長官からの問い合わせに対する回答。この意見では次のことが指摘されている。

● 平和時に、合衆国政府を直接侵害する目的でなされない限り、合衆国市民は他国に移住することが出来、またその忠誠を変更することが出来る。

● 家族、財産とともに、再び帰国する意図のないことを明らかにした上で移住し、移住先国において義務を充足し服従するならば、それは従前の合衆国との関係の解除を意味し、合衆国法上これについてそれ以上の証拠は要求されない。

● バイエルン出身の合衆国に帰化した者は、バイエルンにおいて禁止されていない限りバイエルンの王の臣民としての政治的地位を占めることが出来る。

● バイエルン政府はその選択するところにより当該関係人に合衆国にたいする忠誠の放棄を要求することが出来る。

9 Op. Atty. Gen. 356 (1859): ハノーバー出身で合衆国に帰化した者が、旅行でハノーバーに帰来した際に同地の政府に逮捕され、同地の軍隊に入隊せしめられたという事件に対しての対応に関しての大統領からの質問に対して發出された回答。司法長官は次の点を指摘している。

● 債務を負担しておらず犯罪に関与していないすべての自由な者は、真正かつ正当な目的に基づきその出生した国を離れ、自然的忠誠 (natural allegiance) を放棄し、それを他のそれに変更出来るという自然的権利 (natural right) は争うことの出来ないものである。

● 合衆国が従う有識者並びに文明国の実行から導かれる国際法は永

久的忠誠 (perpetual allegiance) の原則を認めていない。

●合衆国はその独立以来国籍放棄の自由を認めてゐる。

●外国政府は合衆国に帰化した従前当該国の臣民であつた者を、何らかの犯罪への関与ないしは債務の不払い等の理由なしに、単に合衆国への移民が当該国の国内法に違背する、という理由のみで逮捕することは出来ない。

10 Op. Atty. Gen. 321(1862): スペインの臣民と婚姻した合衆国で合衆国市民の両親の間に出生した女性が子供と共にスペインに移住し、その配偶者の死亡までその地で生活していたことが、当該女性の市民権に何らかの影響を及ぼすか、という国務長官からの問い合わせに対して出された回答。司法長官は婚姻は市民権に何の影響も及ぼさない、として当該女性は合衆国市民であると思量されると回答した。ここではその子供の市民権についても検討されているが、同様に合衆国市民であるとされている。

(23) Annals of Congress, 5 th Cong., 1 st Sess., p 349.

(24) Annals of Congress, 5 th Cong., 1 st Sess., p 354.

(25) House Journal, 15 th Cong., 1 st Sess., p 285.

(26) Annals of Congress, 15 th Cong., 1 st Sess., p 495.

(27) 11 th Cong., 2d Sess., quoted in, *The Constitution of the United States of America* (Lester S. Jayson et al. eds. 1972), 44 ed. cf. John P. Roche, *The expatriation Cases: "Breathes there the man, with soul so dead...?"*, 1963 Sup. Ct. Rev. 325, 335 (1963).

(28) R.S. sec. 1996. 類似の法案が一七九七年に議会に提出されたが、廃案となった。Annals of Congress, 5 th Cong., 1 st Sess., p 350. この法律は、その後改正され徴兵回避と同様に処罰される。

とになった。37 Stat. 356 (1912).

(29) R.S. sec. 1999.

(30) U.S. Const. amend. XIV, § 1.

(31) Scott v. Sandford, 19 How. 383 (1857).

(32) Charles Gordon, *The Citizen and the State: Power of Congress to Expatriate American Citizens*, 53 Geo. L.J. 315, 323 (1965); Tsiang, *The Question of Expatriation in America Prior to 1907* 85-86 (1942).

(33) この条文の次の条文は以下の通りである。

R.S. sec. 2000.

「すべての合衆国の帰化市民は、他国にいる際に、生来的合衆国市民に与えられるのと同様の人身並びに財産に対する保護を受ける権利が与えられ、それを享受する。」

R.S. sec. 2001.

「他国政府によつて、もしくはその下において不正に合衆国市民の自由が奪われていることを大統領が了知したときには、こつても、当該政府に対して大統領は直ちに当該監察についての説明を求めなくてはならない。そして、それが不正であり、アメリカ市民たる権利 (rights of American citizenship) の侵害に当たると思われるときは、大統領は直ちに当該市民の釈放を求めなくてはならず、もしその釈放が正当な理由なく遅延もしくは拒否された場合には、当該釈放を達成するもしくはは実効的なものにするのに必要かつ適切と思われる、戦争に至らない、手段を講じなくてはならない。これに關係するすべての事実並びに行爲は、実行できる限り速やかに大統領から議会に通告されなくてはならない。」

(24) John P. Roche, *The expatriation Cases: "Breathes there the*

- man, with soul so dead...*”, 1963 Sup. Ct. Rev. 325, 330 (1963).
- (55) 14 Op. Atty. Gen 295 (1873).
- (56) 米國法の條條を據へての事¹⁸⁸ with the North German Federation on February 22, 1868; with Bavaria on May 26, 1868; with Baden on July 19, 1868; with Württemberg on July 27, 1868; with Hesse on August 1, 1868; Wolfgang Fritzmeyer, *Bancroft Conventions*, 8 Encyclopedia of Public International Law 46 (1985).
- (57) 15 Stat.615 (with the North German Federation on February 22, 1868).
- (58) 16 Stat.775.
- (59) Tsiang, *The Question of Expatriation in America Prior to 1907* pp 91 (1942); R.W.Flounnoy, *Naturalization and Expatriation*, 31 Yale L.J.702, 717 (1922).
- (40) III J.B.Moore, *A Digest of International Law* p 582(1906); E.M.Borchard, *Diplomatic Protection of Citizens Abroad* p 677 (1915).
- (41) R.W.Flounnoy, *Naturalization and Expatriation*, 31 Yale L.J.702, at 848 (1922).
- (42) *supra*, note 35.
- (43) Tsiang, *The Question of Expatriation in America Prior to 1907* pp 97 (1942).
- このような状況は、識者によつて政府は市民権の喪失によつて最終的な決定権限を有してゐない、とらうことが主張されることであつたの、なおあらうであつた。E.M.Borchard, *Diplomatic Protection of Citizens Abroad* p 675 (1915).
- (44) Tsiang, *The Question of Expatriation in America Prior to 1907* p 104 (1942).
- (45) 地位市民のみに關係する問題として、議會が一九〇六年に提出取らぬこととする法案を制定しての事¹⁸⁹ 34 Stat.601 (1906).
- (49) 國籍喪失の懸念として、Tsiang, *The Question of Expatriation in America Prior to 1907* p 105 (1942).
- (47) 34 Stat.1228 (1907).
- (48) John P.Roche, *The expatriation Cases*: “Breathes there the man, with soul so dead...”, 1963 Sup.Ct.Rev.325, 331 (1963).
- (42) Irving Appleman, *The Supreme Court on Expatriation*: An *Historical Review*, 23 Fed.Bar.J.351, 355 (1963).
- (46) 34 Stat.1228, Chap.2534, sec 3.
- (45) Charles Gordon, *The power of Congress to terminate United States Citizenship A continuing Constitutional debate*, 4 Conn.L.Rev.611, 616 (1972).
- (52) 239 U.S.299 (1915).
- (53) *Id.*, at 311.
- (54) *Id.*, at 312.
- (55) 42 Stat.1021-1022 (1922).
- (49) 338 U.S.491 (1950).
- (45) この事件におつては、一九〇七年法の合衆国女性市民の婚姻による國籍喪失によつての規定と、一九四〇年法(54 Stat.1168, 1174)の外國への帰化による合衆国市民権の喪失に關する規定(54 Stat.1168, sec.401)の適用が問題とされた。一九四〇年法の内容については後述を參照。
- (48) *Id.* at 499.

- (65) *Idat* 501.
- (66) 307 U.S.328 (1938).
- (67) *Idat* 329.
- (68) 344 U.S.133 (1952).
- (69) 上の事件においては、一九四〇年法の適用はないとされてい
 ぬ。 *Idat* 137.
- (70) *Idat* 139.
- (71) 34 Stat.1228, Chap.2534, sec.2, para.2.
- (72) R.W.Flournoy, *Naturalization and Expatriation*, 31 Yale
 L.J. 702, pp.858 (1922). この条文は、外国での居住が規定以上の
 長期に渡った場合、外交保護権の行使による外国での保護が与え
 られなくなる、という意義と解された。
- (73) 54 Stat.1137 (1940).
- (74) Donald K.Duwall, *Expatriation under United States Law*,
Perez to Afroyim: The Search for a Philosophy of American
Citizenship, 56 Va.L.Rev.408, at 415 (1970).
- (75) 54 Stat.1137, at 1168, § 401.
- (76) 以下の条件が満たされない場合に、子供はその両親の帰化に
 よつてその国籍を喪失するとされた。 *Idat* 1169.
- 二三歳になるまでに米国の領域内に永久的住所 (permanent
 residence) を設定しないこと
- 子供が、外国において、自身の自発的な行為によつてその米国籍を
 放棄していない場合には、この法律の施行後二年以内に米国に帰
 国し永久的住所 (permanent residence) を設定した場合には、
 それによつて米国市民となることを選択したものと見ますが、市
 民の不履行によりこれがなされなかった場合
- (77) *supra* note 67 at 1170, § 404.
- (78) 例外規定には、本文であげた条件に当たる場合全てに適用さ
 れるものと、後二者、すなわち当該滞在の国籍を取得しない場
 合にのみ適用されるものがあつた。
- すべての場合に適用されるものは以下の通りである (*Idat*
 1170, § 405)。
- 合衆国政府に雇用されて外国に滞在する場合
- 勤務中に起きた障害のために合衆国政府から補償を受けていて海
 外に滞在している場合後二者に当たる場合にのみ適用されるもの
 は以下の通りである (*Idat* 1170, § 406)。
- 帰化後継続的に米国に二十五年以上居住し、六五歳以上になつて
 いる場合
- この法律の施行時に海外に居住していて、もしくは施行後に海外
 に派遣され、一時的に外国に滞在する場合で、当該居住が事実上
 の米国の教育、学術、博愛、宗教、商業、金融、もしくは事業に
 関する組織で米国にその主たる事務所 (principal office) もしく
 は事業所 (place of business)、または米国が加盟している公的
 性格を有する国際機関を代表するためのものであつて、それによ
 り主たる報酬を得ている場合
- 疾病により外国に滞在している場合
- 専門的資格を有する研究を行うことを目的として、または予備校
 程度以上の教育機関にいくために外国に滞在している場合。但し
 この場合にはその滞在期間は五年を越えることができない。
- 二一歳以下の合衆国市民の配偶者もしくは子であつて、上に列挙
 した理由のいずれかにより外国に居住する合衆国市民と共に生活
 するために外国に居住する場合

- 出生により合衆国国籍を有していて外国人との婚姻によりそれを喪失し、再びそれを取得した場合
- (73) Arlene Tuck Ullman, *Natunuity, Expatriation and Statelessness*, 25 Admin.L.Rev.No.2, 115 (1973).
- (74) T.Alexander Aleinikoff, *Theories of Loss of Citizenship*, 84 Mich.L.Rev.1471, at 1476 (1986).
- (75) Leonard B.Boudin, *Involuntary Loss of American Nationality*, 73 Harv.L.Rev.1510, at pp 1513 (1960).
- (76) 58 Stat.746 (1944).
- (77) 58 Stat.677(1944). この改正は日系米国市民を対象としてなされたものであった。 Leonard B.Boudin, *Involuntary Loss of American Nationality*, 73 Harv.L.Rev.1510, at 1514 (1960).
- (78) 66 Stat.163 (1952).
- (79) Donald K.Duvall, *Expatriation under United States Law, Perez to Afroyim: The Search for a Philosophy of American Citizenship*, 56 Va.L.Rev.408,at 416 (1970).
- (80) *supra*. note 78 at sec 349 (a) (3).
- (81) *Id* at sec 349(a)(4)(A).
- (82) *Id* at sec 349(b).
- (83) 18 U.S.C. § 2383, § 2384, § 2385. 「政府を実力行使により転覆せしむることを唱道教授し、あむらば、そのような政府転覆を唱道する団体に所屬することを犯罪とする連邦法。」田中英夫編『英米法辞典』東大出版会 (1994) のSmith Act of 1940の項参照。
- (84) 75 Stat.656 (1961).
- (85) 90 Stat.1258 (1976)
- (86) 92 Stat.1046 (1978).
- (87) 100 Stat.3658 (1986).
- (88) The Declaration of Independence para.1 (U.S.1776). 高木八尺他『入権宣言集』一一四頁 [斉藤] (岩波書店昭四十六)
- (89) *Id* para.2.
- (90) *Id*.
- (91) 拙稿「連邦議会と市民権—市民権喪失との関連で—」筑波法政二十四号 (一九九八年) 一五五頁
- (92) Afroyim v.Rusk,387 U.S.253 (1967); Vance v.Terrazas, 444 U.S.252 (1980).
- (93) 樋口陽一『憲法』三十三頁 (青林書院 一九九八年)
- (94) 同右 三十四頁